

### 第3章 国民保護措置に関する事項

#### 第1節 住民の避難に関する措置

##### 1. 警報の発令等に伴う情報伝達

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国が発令又は通知する警報等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より警報又は警報の解除の通知を受けたときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

##### 2. 避難措置の指示等に伴う情報伝達

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国が通知する避難措置の指示等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より避難措置の指示又は避難措置の指示の解除の通知を受けたときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

##### 3. 避難の指示等に伴う情報伝達

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモの支社・支店等は、都道府県が通知する避難の指示等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県より避難の指示又は避難の指示の解除の通知を受けたとき、もしくは避難の指示等が発令された事実及びその内容を把握したときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

## 第2節 避難住民等の救援に関する措置

### 1. 電話その他通信設備の提供

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの支社・支店等は、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受ける担当をあらかじめ定め、都道府県との連絡体制を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの支社・支店等は、避難先地域を管轄する都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けたときには、必要な協力を行なうよう努める。

#### ①特設公衆電話等の設置

東地域会社、西地域会社は、都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けた場合には、避難所に、避難住民等が利用する特設公衆電話等の設置に努める。

#### ②携帯電話等の貸出し

ドコモは、都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けた場合には、避難所への携帯電話等の貸出しに努める。

- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、避難措置の指示後の救援活動を円滑に行なうため、平素より、都道府県による避難施設の指定状況を把握するよう努める。
- (4) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社は、国が行なう通信機器等の供給に関する協力要請を受ける担当をあらかじめ定め、国との連絡体制を整備する。
- (5) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より通信機器等の供給に関する協力要請を受けたときには、必要な協力を行なうよう努める。

### 2. 安否情報の収集に対する協力

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地方公共団体から安否情報の照会があったときには、業務の範囲において、可能な範囲内で協力するよう努める。なお、安否情報を提供する場合には、個人情報の保護に配慮する。

## 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

### 1. 緊急通報の発令に伴う情報伝達

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県が発令する緊急通報に関して、速やかな情報共有を行い、不測の事態への措置に備えるため、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県より緊急通報の通知を受けたとき、又は都道府県が緊急通報を発令した事実及びその内容を把握したときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

### 2. 生活関連等施設の安全確保

(1) 平素からの備え

- ①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、生活関連等施設として都道府県から通知を受けている交換設備について、国が定め都道府県から通知される施設の安全確保の留意点を踏まえ、武力攻撃事態等における安全確保の措置計画を定める。また、この安全確保の留意点についての見直しが生じた際には、その都度、必要に応じて措置計画を見直す。
- ②東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国又は都道府県が行う生活関連等施設の把握又は見直しに関して、必要な協力を行う。
- ③東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、生活関連等施設の安全確保に関して、都道府県をはじめ、関係機関との連絡系統の構築に努める。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- ①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県又は国から生活関連等施設である交換設備に対し安全確保措置を講ずるよう要請があった場合には、あらかじめ定めた措置計画等に基づき、必要な措置の実施に努める。
- ②東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県又は国からの要請により、生活関連等施設である交換設備の安全確保措置を実施する際、必要に応じ、都道府県警察、消防機関その他行政機関に対して生活関連等施設の安全確保のために必要な支援を要請する。

3. 武力攻撃原子力災害への対処

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、防災基本計画の定めに基づいて、平素より関係機関との緊密な連携を保つとともに、武力攻撃原子力災害（武力攻撃災害のうち、国民保護法第105条第1項にあげる事態をいう。）が発生した場合、必要な体制確立及び情報の収集・連絡を行う。

第4節 情報の収集及び提供

(1) 平素からの備え

- ①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供を適時且つ適切に実施するため、以下についてあらかじめ整備するよう努める。
  - ア) 国、及び関係機関との情報連絡体制
  - イ) 社内の情報連絡体制
  - ウ) 国民等への電気通信サービスに関する情報提供（報道機関、ホームページ等）のための体制
- ②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各社の各機関内及び各機関相互の連絡、各社相互間の連絡が迅速且つ確実に行えるよう、複数の情報伝達手段の確保など、情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

(2) 武力攻撃事態等における被災情報等の収集及び提供

①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等においては、以下の情報（以下、「被災情報等」という。）を収集し、各社の国民保護対策本部の長に報告するとともに、関係機関相互間の連絡、周知を行うよう努める。

ア) 電気通信設備等の被災情報

イ) 通信のそ通状況及び利用制限状況等

ウ) 被災設備、回線等の復旧状況及びその他の国民保護措置の実施状況

エ) その他必要な情報

②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、収集した被災情報等について、速やかに国へ報告する。

③持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、被災情報等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じた広報を行なうほか、ホームページや支店前掲示等により周知するよう努める。この際、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

第5節 国民保護措置の実施に必要な通信手段の確保

(1) 平素からの備え

①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に関し、自らの非常通信手段を整備するとともに、これらの応急対策等、国民保護措置の実施に関して重要な通信の確保に関する対策の推進を図る。なお、この際、自然災害時等の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で運用方法について十分な調整を図る。

③持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、平素から国民保護措置の実施に必要な通信設備の総点検を定期的実施するとともに、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施し、機器の操作の習熟等を図る。

(2) 武力攻撃事態等における通信の確保

①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、自らの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。

②①について、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは直ちに総務省にその状況を連絡する。

③武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第6節 国民生活の安定に関する措置

### 1. 生活基盤等の確保

#### (1) ライフライン施設の機能の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、以下の①～⑤に基づき通信網の整備を行うよう努める。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること
- ② 主要な中継交換機を分散設置すること
- ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること
- ④ 通信ケーブルの地中化を推進すること
- ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること

#### (2) 通信の確保

① 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等において、以下の措置をとり、通信輻輳の緩和及び通信の確保、及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱いを図る。

ア) 応急回線の作成、網措置等その確保の措置をとること

イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと

エ) 他の電気通信事業者との連携をとること

オ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網及び防災行政無線等との連携をとること

② ドコモは、国民保護措置を実施する機関に対して、必要に応じて携帯電話等の貸出しに努める。

③ 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等の発生により、著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を速やかに提供する。

### 2. 応急の復旧

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も活用し、災害対策機器や対策用資機材の確保や輸送、対策要員の確保等について、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃災害発生後可能な限り速

やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための応急復旧を最優先に実施する。

- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって、自らの要員、資機材などによっては的確且つ迅速な措置を講ずることが出来ない場合には、必要に応じて国に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

### 3. 武力攻撃災害の復旧

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、応急復旧工事終了後、すみやかに被害状況を調査分析した上で災害復旧工事を計画、設計し、武力攻撃災害の復旧を行う。
- (2) 武力攻撃災害の復旧に当たっては、その対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向性、国の復旧の方向の検討等を考慮して実施する。

## 第7節 訓練及び備蓄、その他

### 1. 訓練

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置を円滑かつ迅速に行なうため、警報等各種情報の伝達、非常召集、武力攻撃事態時の通信そ通確保、応急復旧等について、訓練を実施するよう努める。また、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練に参加するよう努める。
- (2) 国民保護措置についての訓練と防災訓練については、相互に応用できるものについては有機的に連携させるよう配慮する。

### 2. 備蓄

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄するとともに、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努める。この際、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるなどにより、物資及び資材の効率的な活用を図るよう考慮する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することが出来るよう、他の機関との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努める。
- (3) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、平素、備蓄管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

### 3. 特殊標章等の交付及び使用

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に当

たり、必要に応じて、総務大臣の許可を得て、特殊標章又は身分証明書を使用する。